



ŌMIYA NEWS



No.99

2023年12月27日

JR 東労組大宮地本

大地申第1号

「JR東労組大宮地本第24回定期大会」の発言に基づく申し入れ

◆交渉冒頭で2項の調査結果が報告されました。

12月14日(木)

10:00~

会：一部の職場しか通達通り実施していなかった。勤務指定は個別に提示するものであり

渡すは誤りである。チームス等で送ることもしないよう徹底した。今後、通達に則って取り扱う。

組：運車の副区長が集まって一部誤った取り扱いをしていた。何故発生したのかを見ていく必要がある。

4.「現業機関における柔軟な働き方の実現について」の施策実施以降、職務手当の未支給が発生していることから全職場で調査を行い、未支給分の追給を行うこと。また支給条件を明確にすること。

組：適切に対応と回答されているが黒磯駅で声を受けて調査の期間及び結果はどうだったのか？

会：現場より報告を受けたのが2022年の5月下旬。その後全職場で2023年6月末まで調査を行い。結果として宇都宮管統セの黒磯駅で3名、宇都宮駅で2名、計5名の誤支給を確認した。2023年7月には対象者に追給を行った。

組：誤支給となった原因はなにか？またどのような対策をとったのか？

会：管理者において輸送担当が6,000円、運転担当が8,000円と手当が異なるという認識が薄く、申請を怠ったことが原因である。箇所として抜けがないように手当支給者の一覧表を作成し、チェックするという対策を実施している。他箇所において行っている対策であり、今後も発生するリスクを考え採用した。手当を受給している社員のリストを作成し、勤務指定の際に手当を支給する担務に就くのかを確認できるリストを作成した。



組：柔軟な働き方で様々な担務を担うようになっており、繰り返されるのではと懸念がある。手当の支給要件をお聞きしたい。

会：就業規則にもとづいて支給する。賃金規程の64条。専らその職に従事する者と規定されている。月で指定された勤務のうち9徹入なら5徹、10徹なら6徹とその職に専ら従事することが要件。

組：賃金規定64条で(1)特に指定された者8,000円、(2)前号以外に特に指定された者6,000円と要件が曖昧であり、違いを職場が分からなければ繰り返されるのではないか。

会：作業ダイヤは現場長の指示を図式化したものだが支社として業務内容を報告いただき判断する。その上で発令して手当を支給する。

組：今回、職場で現場長に対して手当支給にならないのかと再三の問い合わせがあったはずだが支社は把握していなかったのか？なぜこれほどの時間を要したのか？

会：支社にも報告はあった。時間を要した経過としては、3年分遡るという事で調査を行い、支社でもチェックを行った。調査結果に齟齬があったこともあり、再度やり取りをした。また1年間ずっと調査していたという訳ではなく、黒磯でコロナ罹患者が複数発生した時期があり、調査が滞った。支社として促すべきところではあったが疎かになったことも要因である。

組：職場から指摘されてすぐに手当がつけば団交になっていない。調査の進捗状況や段階を返していれば申し入れまでになっていない。非常に重たいこと。すぐに動けない体質は根が深い。

会：時間を要したのは社員に対するコミュニケーション不足との指摘と受け止める。管理者間の共有も社員説明もコミュニケーション力である。改めて徹底するように伝えていく。また支社にも責任がある。報告を受けて対応しなかったことは反省すべき。幾度となく社員の方から指摘があったと現場長からも報告を受けていた。手当は給料なので非常に重い話である。支社の課題としてしっかり社内で共有していく。

※最後に申1号交渉は会社の調査不足により5回に及んだ事を指摘！団体交渉に真摯に向き合うよう要請！

会社に対してチェック機能を発揮できる
JR東労組への結集を呼びかけよう！！